2022年11月16日（水）主権者教育（知的財産権出前授業）

成年年齢が、2022年4月から現行の20歳から18歳に引き下げられ、成年に達すると何が変わるのか？消費者契約や著作権に関する講演会を一般社団法人兵庫県発明協会の方をお招きして本科生徒を対象に聞きました。
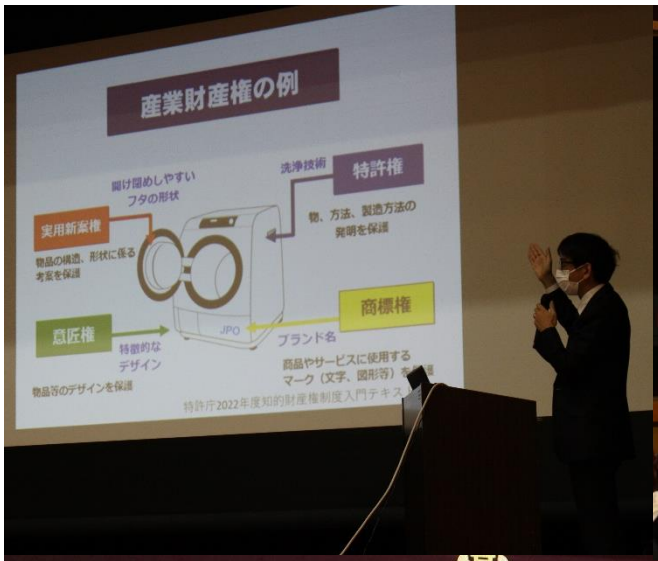
知的財産権を取得しないとどんなことが起きるのか、商標登録の手続きをワークショップ形式で受け、メリットや費用対効果について自主的に考える機会となりました。